

佐賀県議会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月9日

佐賀県議会議長 木原奉文

佐賀県議会規則第1号

佐賀県議会会議規則の一部を改正する規則

佐賀県議会会議規則（昭和32年佐賀県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>目次</p> <p>第1章～第9章 略</p> <p>第10章 秘密会（第92条 第93条）</p> <p>第92条（指定者以外の退場）</p> <p>第93条（秘密の保持）</p> <p>第11章 辞職及び資格の決定（第94条 第99条）</p> <p>第94条（議長および副議長の辞職）</p> <p>第95条（議員の辞職）</p> <p>第96条（資格決定の要求）</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第9章 略</p> <p>第10章 <u>公聴会及び参考人（第92条 第99条）</u></p> <p>第92条（<u>公聴会開催の手續</u>）</p> <p>第93条（<u>意見を述べようとする者の申出</u>）</p> <p>第94条（<u>公述人の決定</u>）</p> <p>第95条（<u>公述人の発言</u>）</p> <p>第96条（<u>公述人に対する議長の指示</u>）</p> <p>第97条（<u>委員と公述人の質疑</u>）</p> <p>第98条（<u>代理人又は文書による意見の陳述</u>）</p> <p>第99条（<u>参考人</u>）</p> <p>第11章 秘密会（第100条 第101条）</p> <p>第100条（指定者以外の退場）</p> <p>第101条（秘密の保持）</p> <p>第12章 辞職及び資格の決定（第102条 第107条）</p> <p>第102条（議長および副議長の辞職）</p> <p>第103条（議員の辞職）</p> <p>第104条（資格決定の要求）</p>

改正前	改正後
<p>第97条（資格決定の審査） 第98条（審査の対象となった議員の弁明） 第99条（決定の通知） 第12章 紀律（第100条 第107条） 第100条（品位の尊重） 第101条（携帯品） 第102条（議事妨害の禁止） 第103条（離席） 第104条（禁煙） 第105条（新聞等の閲読禁止） 第106条（許可のない登壇の禁止） 第107条（制止槌） 第13章 懲罰（第108条 第115条） 第108条（懲罰動議の提出） 第109条（代理弁明） 第110条（戒告又は陳謝の方法） 第111条（出席停止の期間） 第112条（出席停止期間中出席したときの措置） 第113条（除名が成立しないときの措置） 第114条（懲罰の宣告） 第115条（懲罰動議の審査） 第14章 会議録（第116条 第119条） 第116条（会議録の記載事項） 第117条（会議録の配布）</p>	<p>第105条（資格決定の審査） 第106条（審査の対象となった議員の弁明） 第107条（決定の通知） 第13章 紀律（第108条 第115条） 第108条（品位の尊重） 第109条（携帯品） 第110条（議事妨害の禁止） 第111条（離席） 第112条（禁煙） 第113条（新聞等の閲読禁止） 第114条（許可のない登壇の禁止） 第115条（制止槌） 第14章 懲罰（第116条 第123条） 第116条（懲罰動議の提出） 第117条（代理弁明） 第118条（戒告又は陳謝の方法） 第119条（出席停止の期間） 第120条（出席停止期間中出席したときの措置） 第121条（除名が成立しないときの措置） 第122条（懲罰の宣告） 第123条（懲罰動議の審査） 第15章 会議録（第124条 第127条） 第124条（会議録の記載事項） 第125条（会議録の配布）</p>

改正前	改正後
<p><u>第118条</u>（会議録に掲載しない事項）</p> <p><u>第119条</u>（会議録署名者）</p> <p><u>第15章</u> 協議又は調整を行うための場（<u>第120条</u>）</p> <p><u>第120条</u>（協議又は調整を行うための場）</p> <p><u>第16章</u> 議員の派遣（<u>第121条</u>）</p> <p><u>第121条</u>（議員の派遣）</p> <p><u>第17章</u> 補則（<u>第122条</u>）</p> <p><u>第122条</u>（会議規則の疑義に対する措置）</p> <p>付則</p> <p>（修正の動議）</p> <p><u>第17条</u> 修正の動議は、その案をそなえ、<u>法第115条の2</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署し、又は記名押印し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署し、又は記名押印して、議長に提出しなければならない。</p> <p>（所管事務等の調査）</p> <p><u>第68条</u> 略</p> <p>2 <u>議会運営委員会</u>が、<u>法第109条の2</u>第4項に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p> <p>（陳情書の処理）</p> <p><u>第91条</u> 略</p>	<p><u>第126条</u>（会議録に掲載しない事項）</p> <p><u>第127条</u>（会議録署名者）</p> <p><u>第16章</u> 協議又は調整を行うための場（<u>第128条</u>）</p> <p><u>第128条</u>（協議又は調整を行うための場）</p> <p><u>第17章</u> 議員の派遣（<u>第129条</u>）</p> <p><u>第129条</u>（議員の派遣）</p> <p><u>第18章</u> 補則（<u>第130条</u>）</p> <p><u>第130条</u>（会議規則の疑義に対する措置）</p> <p>付則</p> <p>（修正の動議）</p> <p><u>第17条</u> 修正の動議は、その案をそなえ、<u>法第115条の3</u>の規定によるものについては所定の発議者が連署し、又は記名押印し、その他のものについては1人以上の賛成者とともに連署し、又は記名押印して、議長に提出しなければならない。</p> <p>（所管事務等の調査）</p> <p><u>第68条</u> 略</p> <p>2 <u>議会運営委員会</u>が、<u>法第109条第3項</u>に規定する調査をしようとするときは、前項の規定を準用する。</p> <p>（陳情書の処理）</p> <p><u>第91条</u> 略</p> <p><u>第10章</u> <u>公聴会及び参考人</u></p> <p>（<u>公聴会開催の手続</u>）</p> <p><u>第92条</u> <u>会議において公聴会を開こうとするときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。</u></p>

改正前	改正後
	<p><u>(意見を述べようとする者の申出)</u></p> <p><u>第93条 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であら</u> <u>かじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければ</u> <u>ならない。</u></p> <p><u>(公述人の決定)</u></p> <p><u>第94条 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経</u> <u>験者等(以下「公述人」という。)は前条の規定によりあらかじめ</u> <u>申し出た者及びその他の者の中から、議長が議会運営委員会に</u> <u>諮って定め、本人にその旨を通知する。</u></p> <p><u>2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して賛成者及び反</u> <u>対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければ</u> <u>ならない。</u></p> <p><u>(公述人の発言)</u></p> <p><u>第95条 議長は公述人の発言順序、発言時間その他必要な制限をも</u> <u>うけることができる。</u></p> <p><u>(公述人に対する議長の指示)</u></p> <p><u>第96条 公述人は全て議長の指示に従わなければならない。</u></p> <p><u>2 公述人が前項の指示に従わないときは、議長は発言を制止する</u> <u>等必要な措置をとることができる。</u></p> <p><u>(議員と公述人の質疑)</u></p> <p><u>第97条 議員は公述人に対し質疑をすることができる。</u></p> <p><u>2 公述人は、議員に対し質疑をすることができない。</u></p> <p><u>(代理人又は文書による意見の陳述)</u></p> <p><u>第98条 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提</u> <u>示することができない。ただし、議長が特に許可した場合はこの</u> <u>限りではない。</u></p>

改正前	改正後
<p>第10章 秘密会 第92条・第93条 略 第11章 辞職及び資格の決定 第94条～第99条 略 第12章 紀律 第100条～第107条 略 第13章 懲罰 第108条 略 2 前項の動議は懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、<u>第93条第2項</u>（秘密の保持）の違反にかかるものについてはこの限りでない。 第109条～第115条 略 第14章 会議録 第116条～第119条 第15章 協議又は調整を行うための場 第120条 略 第16章 議員の派遣 第121条 略</p>	<p>（参考人） <u>第99条</u> 会議において参考人の出席を求めようとするときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。 2 参考人については、<u>第95条</u>（公述人の発言）、<u>第96条</u>（公述人に対する議長の指示）、<u>第97条</u>（議員と公述人の質疑）及び<u>第98条</u>（代理人又は文書による意見の陳述）の規定を準用する。 第11章 秘密会 第100条・第101条 略 第12章 辞職及び資格の決定 第102条～第107条 略 第13章 紀律 第108条～第115条 略 第14章 懲罰 第116条 略 2 前項の動議は懲罰事犯があった日から起算して3日以内に提出しなければならない。ただし、<u>第101条第2項</u>（秘密の保持）の違反に係るものについてはこの限りでない。 第117条～第123条 略 第15章 会議録 第124条～第127条 略 第16章 協議又は調整を行うための場 第128条 略 第17章 議員の派遣 第129条 略</p>

改正前	改正後
第17章 補則 第122条 略 別表（第120条関係） 略	第18章 補則 第130条 略 別表（第128条関係） 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。